

# 中小業者を潰しかねないインボイス制度を必ず中止へ追い込もう

登録締切は来年3月31日となっていますが、9月30日まで延長できます。登録しないことで制度への反対の意思を表すとともに、インボイス制度中止を求める請願署名を集めることに全力を尽くしましょう！



止・延期を求める運動が政府を追い込んでいます。運動はこれからが本番です。

中小業者向けの特例を作るなど制度変更

マスコミが報道している通り、政府はインボイス制度について中小業者向けの特例を創設しました。また電子帳簿保存法についても中小業者向けの特例を作っています（詳しくはインボイスセミナーへご参加ください）。

これらの政府の動きは異例のことです。間違いなく、私たちの中止・延期を求める運動が政府を追い込んでいます。運動はこれからが本番です。

蒲の市内4民商連名で、新潟市議会へインボイスの中止・延期を求める請願を提出しました。

12月5日には各会派を訪問し請願についてのお願いや紹介議員のお願いなどを訴えました。保守系の議員から「自分自身が農家だから個人的には反対だ」などの反応もありましたが、「会派で相談してその意向に沿う」という回答でした。なお紹介議員には緑の党の中山均市議と日本共産党の渡辺有子・飯塚孝子両議員が名を連ねてくれています。

19日には民商の代表が趣旨説明を行ない、20日には委員会採択がされます。都合をつけてみんなで傍聴しましょう。

米山支部役員会ではこの間、継続的な支部での集まりの重要性を討議。討議内容を受けて山口支部長を先頭に会員訪問をして参加者を募り、前回9月に引き続き今月9日にパソコン記帳が行なわれました。

支部役員の岡崎さんが提案して事前に用意してくれたエクセル版日計表・自主計算ノートを用意。参加者それぞれ実際に数字を入力し、表計算で自動計算される結果を見て一同ビックリ。パソコン記帳の利用価値を確認し、確定申告書作成に安心感を得てきました。

山口支部長と岡崎さんは「この便利さを周りの会員にも伝えて行こう」と、今後の支部集会に繋げるための訪問行動にも話がおよびました。会員拡大にも期待です！

## インボイス制度の中止・延期への展望を持とう！ 支部役員向け・インボイスセミナー

インボイス制度を他人に理解してもらうためには、まず自分が知る必要があります。そこで民商では下記の通りセミナーを計画しました。ハードルを上げずに話を聞けば必ず理解できます。ご都合をつけて参加下さい。

**日 時 12月19日(月)** ①昼の部PM2:00~4:00  
②夜の部PM7:00~9:00

**会 場 新潟民商館**

インボイス制度中山の署名を  
大きく集めて中止へ追い込もう！



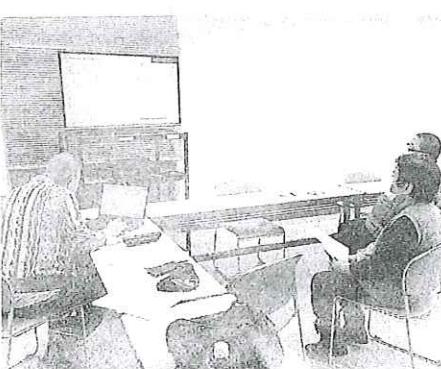
# 新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市中央区沼垂3丁目10-14  
電話 (243) 0141  
22年12月26日

・婦人部三役会	12月19日(月)
・事務所大掃除	12月28日(水)
※事務所は29日～1月4日まで休業となります	



確定申告に向けて記帳で準備  
「米山支部パソコン記帳会」



## 共済の「とにかくインボイスまで話題に」 「大江山支部共済会学習会」

大江山支部では12月6日に共済会学習会を開催。現在放送中のテレビドラマの舞台にもなっている会員の店「川しげ」を会場に、9名が参加しました。

共済学習会は「どんな時に請求できるの」を資料に進行。みんな公平にするため月千円の掛金などや、

役員中心の制度のために役員証明で申請できて役員が給付金を届けることなどが説明されました。また

新型ウイルスの12月1日以降に感染した場合の変更点も学びました。

学習会の後は感染症対策を万全にしながらの懇親会。ここではインボイス制度が話題に。「未だに仕組みが理解できない」などの声が出され、支部では1月11日に3回目となるセミナーを開催することとなりました。

支部総会以来の集まりということもあり話は絶えず、「やっぱり集まって話すのは楽しいね」と日々に話しながら閉会となりました。

### 「新型コロナの給付金で助かった」 —曾野木支部共済会・インボイス学習会—

曾野木支部では、12月11日に共済学習会とインボイスセミナーを開催し10名が参加しました。

最初にインボイスと電子帳簿保存法についてYOU TUBE動画を見ながら学習。この間、政府が中小業者特例と称し制度変更していることがわかると「何も確定していないのに始めるなんて何を考えているんだ」「色々変更があつて正確なところがわからないのでどうしていいか分からぬ」など怒りの声が出されました。

学習会の後半は、新型コロナに対応した共済給付金の説明。「コロナで給付金を貰つて助かった」「母親がコロナの陽性だった。濃厚接触者になつたが見舞金はもらえるのか?」など活発な議論となりました。

学習会の後はお楽しみの懇親会。初参加の会員を含め、楽しく交流しました。

## 新型「コロナの共済金請求について

新型コロナウイルス感染症に関する共済金請求について再度改定がありました。12月1日以降の感染が対象となります。療養期間（みなし入院）の正確性、インフルエンザの感染と区別することが改定の趣旨となります。対応するフロチャートもあるので参考資料として使用しましょう。

### 入院見舞金の請求について

役員確認書のみでの請求はできなくなります。

#### 【入院した場合】

「診断書」「入院証明書」「退院証明書」の提出

#### 【保険所等からの自宅・施設療養の場合】

「コロナ感染の期間が分かる書類の提出

「MYHERISYS」「フォローアップセンター」「陽性者登録センター」の画面またはメールの「コロナ※特に7日間を超える療養期間の場合の理由が必要になります。

### 安静加療見舞金について

濃厚接触者になつた経緯の詳しい情報が必要です。

同居家族の場合は今まで通り大丈夫ですが、同居以外の場合「役員確認書」の提出が必要となります。

### まとめ

「免責期間の免除」「請求時期、期限」は今まで通りです。また「後遺症の対応」については、みなし入院の対象とはなりません。「コロナ感染に影響がある行動は控えつつ行動範囲を広げ、商売に影響が出ないように元気に活動していきましょう。

